

試験放流に関する確認書

十日町市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙で締結した「十日町市とJR東日本信濃川発電所の共生に関する覚書」（平成22年3月30日付）第1項に定める調査・検証（以下「試験放流」という。）の実施に関して次のとおり確認する。

- 1 乙は、河川管理者の指導を受け、必要な手続きや許可を経たうえで、試験放流を実施するものとする。
- 2 試験放流は、次の各号により実施するものとする。
 - (1) 試験放流は、宮中取水ダムからの放流量を次の流量以上とする方法によるものとする。ただし、発電施設を共用して取水する他の水利使用に支障を与えないため、河川流量によっては定めた量の放流ができないことがある。

期 間	放 流 量 (m ³ /s)				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4月1日～7月19日	50.0	50.0	40.0	4月1日～11月30日は 40.0以上（流量変動 に配慮した放流） 12月1日～翌3月31日 は40.0	4年目までの 試験放流結果 を踏まえて決 定する。
7月20日～9月10日	80.0	80.0	60.0		
9月11日～11月10日	100.0	80.0	60.0		
11月11日～翌3月31日	50.0	50.0	40.0		

注) 乙は、関係者と協議の上、目的に応じて方法・期日等を定め、可能な期日に放流量を120 m³/s以上とするなど、必要な試験放流を行う。

- (2) 乙は、試験放流の間、河川環境の調査を行う。
- (3) 乙は、原則として各年度3月末日までに、当該年度の調査の結果を検証し、翌年度の試験放流の方法を確定させるものとする。
- (4) 流量変動に配慮した放流による試験放流は、宮中取水ダムの設備の改修等、所要の準備を整えて実施することとし、その具体的な方法は、乙が実施予定の前年度3月末日までに確定させるものとする。
- (5) 乙は、前3号の実施のため、甲と協議して委員会を設置し、前3号に定める事項について協議するものとする。
- (6) 乙は、試験放流の開始及び終了の期日を、河川管理者の許可及び指導を踏まえてこれを定め、甲に通知するものとする。

3 この確認書に定めのない場合、または確認書で定めた事項につき疑義が生じた場合には、その都度甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この確認書成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年3月30日

甲 十日町市
十日町市長 関口芳史 印

乙 東日本旅客鉄道株式会社
信濃川発電所業務改善推進部
信濃川発電所業務改善事務所長 佐坂秀俊 印